

藤沢市地域生活支援事業事業者登録事務処理要領

制定 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、藤沢市地域生活支援事業移動支援事業実施要領（平成19年4月1日制定。以下「移動支援要領」という。）、藤沢市地域生活支援事業訪問入浴サービス事業実施要領（平成19年4月1日制定。以下「訪問入浴要領」という。）、藤沢市地域生活支援事業日中一時支援事業実施要領（平成19年4月1日制定。以下「日中一時要領」という。）及び藤沢市地域生活支援センターⅢ型事業実施要綱（平成24年4月1日制定）の規定に基づき、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業及び地域活動支援センターⅢ型事業（以下「各事業」と総称する。）の適切な運営を確保できる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）として市長の登録を受けるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 各事業の事業者として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藤沢市地域生活支援事業事業者登録申請書（以下「申請書」という。）に次の書類を添え、登録を受けようとする日の属する月の前月20日までに市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の定款

(2) 各事業を実施する事業所の運営規程

2 申請者が、移動支援事業の申請書を提出しようとする場合は第1号及び第4号に規定する書類を、訪問入浴サービス事業の申請書を提出しようとする場合は第2号及び第4号に規定する書類を、日中一時支援事業の申請書を提出しようとする場合は第3号及び第4号に規定する書類を、それぞれ申請書に添えて提出しなければならない。

(1) 移動支援要領第7条に規定するサービス提供者の資格をみたすことを証明する書類

(2) 訪問入浴要領第6条に規定するサービス提供者の資格をみたすことを証明する書類

(3) 日中一時要領第7条に規定するサービス提供者の配置の基準をみたしていることが確認できる書類

(4) かながわ自立支援給付費等支払システム 地域生活支援事業所・単独事業所シート（以下「登録シート」という。）

3 各事業のうち地域活動支援センターⅢ型事業を除いたもの（以下「地活Ⅲ型以外の事業」という。）に係る申請書の提出に当たっては、CD-ROM又はUSBメ

モリに登録シートの内容を記録したファイルを記録したもの（以下「登録CD-ROM等」という。）を、あわせて提出しなければならない。

（登録）

第3条 市長は、申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査した上で登録の可否を決定するものとし、その旨を藤沢市地域生活支援事業事業者登録決定等通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、地活Ⅲ型以外の事業を登録する旨の決定をした場合は、速やかに、当該登録する旨の決定に係る登録シート及び登録CD-ROM等を、神奈川県知事に送付するものとする。

（登録内容の変更等）

第4条 前条第1項の規定による登録する旨の決定（以下「登録決定」という。）を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、申請書に記載した内容又は定款若しくは運営規程に変更が生じたときは、市長に対し、藤沢市地域生活支援事業事業者登録変更届出書により、当該変更に係る届出をしなければならない。この場合において、第2条第2項第1号から第3号までに規定する書類に記載されている内容に変更が生じた場合は、当該各号に規定する書類であって変更後の内容が記載されているものを、定款又は運営規程に変更が生じた場合は変更後の当該定款又は運営規程を、あわせて提出しなければならない。

2 登録事業者は、当該登録決定を受けた事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、市長に対し、藤沢市地域生活支援事業廃止・休止・再開届出書により、当該廃止、休止若しくは再開に係る届出をしなければならない。

3 市長は、前2項の届出を受けたときは、速やかに当該届出に係る登録内容を変更し、又は当該届出に係る登録を廃止し、休止し、若しくは再開するものとする。

4 市長は、地活Ⅲ型以外の事業について前項の規定により登録内容を変更し、又は登録を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を速やかに神奈川県知事に通知するものとする。

（登録の取消し）

第5条 市長は、次に掲げる場合は、登録決定を取り消すことができる。

- (1) 当該登録決定に係る登録事業者が、第2条第1項の申請又は前条第1項若しくは第2項の届出にあたり、虚偽の申請又は届出をしたとき。
- (2) 当該登録決定に係る登録事業者が、各事業の実施にあたり、不正な申請、請求、届出等をしたとき。
- (3) 当該登録決定に係る登録事業者が、各事業の実施にあたり、市長の指導又は監督に従わなかったとき。

(4) 前3号に定める場合のほか、市長が、当該登録事業者が各事業の適切な運営を確保できないと認めるとき。

(様式)

第6条 この要領の規定により必要とする書類の様式は、障がい福祉課長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に行った各事業に係る登録並びに市長に提出された当該登録に係る申請書及び届出書については、それぞれこの要領の規定に基づき行い、又は提出されたものとみなす。